

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中第68号を第70号とし、第67号を第69号とし、第66号の次に次の2号を加える。

(67) 政令第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の建築物の敷地と道路との関係に係る特例認定申請手数料

1件 27,000円

(68) 政令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の道路内の建築制限に係る特例認定申請手数料

1件 27,000円

第33条第2項、第34条の5（見出しを含む。）及び第40条第1項第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。